

質の高い探究的な学びを推進するカリキュラム構築  
及び拠点校支援業務委託

仕様書

## 1 事業名称

質の高い探究的な学びを推進するカリキュラム構築及び拠点校支援業務委託

## 2 事業目的

本市では、子どもたちが、自ら考え、自ら選び、生涯にわたり学び続ける力を身に付けさせることを通じて、自分らしく未来を切り拓くことができる力の育成を図っている。

また、令和7年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査の結果から、探究的な学びに取り組んだ児童生徒ほど平均正答率が高い傾向が示唆されており、自分らしく未来を切り拓くことができる力の育成や学力の向上については、探究的な学びの充実が重要であると考えている。

一方、現行の学習指導要領において、探究的な学びに取り組むことが目標となっている総合的な学習の時間について、およそ40%の小中学校教員が「指導計画の作成が難しい」と感じているという調査結果もあり、本市としても質の高い探究的な学びのカリキュラムを構築する必要性が高まっている。

そこで、大阪市立の小中学校、義務教育学校に、探究的な学びを充実させる学校（以下「拠点校」という。）を設定し、総合的な学習の時間や各教科等で、児童生徒が、学習者用端末を用いて探究的な学びに取り組むことができる教育コンテンツやプログラム（以下、「デジタル学習教材」という。）を導入し、児童生徒の自分らしく未来を切り拓くことができる力の育成や学力の向上を図り、これらの成果を踏まえ、全市で活用できる、質の高い探究的な学びのカリキュラムの構築を目的とする。

質の高い探究的な学びのカリキュラムの構築にあたり、「デジタル学習教材」を提供する事業者（以下「事業者」という。）は、拠点校への「デジタル学習教材」の提供や、効果的な活用方法の指導、教員への研修をはじめとする系統立てた学習指導計画構築に向けた支援を行う。また、拠点校での取組状況を踏まえ、大阪市総合教育センターと連携し、本市で活用可能な質の高い探究的な学びを推進するためのカリキュラム構築に協力する業務を委託する。

## 3 業務内容

- (1)事業者は、拠点校に探究的な学びを進めることができる「デジタル学習教材」を導入し、総合的な学習の時間や各教科等において、児童生徒が学習者用端末を活用し、探究課題や自らの興味関心に応じた探究的な学びを進める「デジタル学習教材」に取り組めるようにすること。
- (2)事業者は、拠点校が「デジタル学習教材」を活用し、教科横断的な課題設定や実社会と結び付いた学習を展開できるよう活用方法について研修・助言等を通じてサポートすること。
- (3)事業者は、拠点校の教員がファシリテーターとして、児童生徒が主体的に「課題の設定」、「情報の収集」、「整理・分析」、「まとめ・表現」の探究の過程を経由して、より効果的な学習に取り組めるよう研修・助言等を通じてサポートすること。
- (4)事業者は、拠点校が「デジタル学習教材」に活用した取組を実践事例にまとめる際には、大阪市総合教育センターと連携し、実践事例が全市で広く活用できるよう助言すること。
- (5)事業者は、拠点校が「デジタル学習教材」に取り組むことを通じて、対話や協働による探究的な活動を行い、「生きて働く知識・技能」、「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等」（＝認知能力）を育成するとともに、学びの土台となる力（＝非認知能力）としての「目標に向かいねばり強く取り組む力」、「いろいろな人たちと、互いに理解し合い共に協力する力」、「自分の気持ちを整理しコントロールする力」等の育成を図るとともに、いわゆる学力（＝認知能力）と非認知能力をバランスよ

く育むことで、児童生徒の「未来を切り拓くことができる力」を育成できるようサポートすること。

- (6) 事業者は、大阪市総合教育センターが「3 業務内容」(1)～(5)の内容を、研修等を通じて全市へ発信する際に協力すること。
- (7) 事業者は、大阪市総合教育センターが、拠点校における「デジタル学習教材」を活用した探究的な学びの実践事例を収集し、全市で活用可能な、質の高い探究的な学びを推進するためのカリキュラムを構築するにあたり、より効果的な内容となるよう専門事業者として助言すること。

#### 4 期待する効果

- (1) 拠点校における児童生徒の主体的・対話的で深い学びと探究的な学びの充実による学力の向上
- (2) 拠点校における児童生徒の「生きて働く知識・技能」、「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等」、「学びの土台となる力(=非認知能力)」としての「目標に向かいねばり強く取り組む力」や、「いろいろな人たちと、互いに理解し合い共に協力する力」、「自分の気持ちを整理しコントロールする力」等の育成
- (3) 拠点校における、教員の質の高い探究的な学びに係る指導力の向上
- (4) 拠点校における、「デジタル学習教材」の活用による探究的な学びに関わる学校全体のカリキュラムマネジメントの充実
- (5) (1)～(4)の内容や方法が、本事業の進展と合わせて全市の教員に広がること。

#### 5 契約期間

- (1) 契約期間  
契約締結日から令和10年3月31日まで
- (2) 導入準備期間  
契約締結後から1か月程度とする。
- (3) サービス利用  
導入準備期間終了後から令和10年3月31日まで

#### 6 文言の定義

文言	文言の定義
本市	大阪市のことをいう。
事業者	本業務委託の受注者をいう。
拠点校	探究的な学びを充実させる一部の大阪市立の小中学校、義務教育学校(小学校4校、中学校4校)の対象学年のいずれか1学年をいう。 ※本事業と同時に「大阪市非認知能力調査モデル事業」に参加している。
デジタル学習教材	学習者用端末の活用により取り組むことができるデジタルの探究的な学びに関する教育コンテンツやプログラムやそれらを提供する学習システムをいう。
児童生徒	拠点校に在籍する児童生徒をいう。
開庁日	「大阪市の休日定める条例(平成3年大阪市条例第42号)」第1条に掲げる本市の休日を除く日のことをいう。
ヘルプデスク	拠点校及び大阪市総合教育センターに対する操作方法等の問合せに対応する担当者であることをいう。

## 7 利用対象者

- (1) 拠点校、その他実施校、児童生徒数、対象学年、教員数及び総合教育センター職員数
  - (ア) 拠点校：大阪市立の小学校4校、中学校4校、その他1校
    - ・児童生徒数：（令和8年度）1200名 ※1校当たり150人程度  
（令和9年度）1200名 ※1校当たり150人程度  
1年ごとに対象の児童生徒が変更になるが、上限は1200名
    - ・対象学年：小学校5年生、小学校6年生、中学校1年生、中学校2年生（拠点校で選定したいずれかの学年）
    - ・教員数：120名  
拠点校ごとに児童生徒の学習履歴を閲覧・管理するためのライセンス  
※1拠点校あたり15アカウント程度
  - (イ) その他実施校：1校
    - ・児童生徒数：（令和8年度）100名  
（令和9年度）100名  
1年ごとに対象の児童生徒が変更になるが、上限は100名
  - (ウ) 総合教育センター職員数：13名  
拠点校ごと及び本市全体の使用状況（接続回数・接続時間等）や学習者の学習履歴を総合教育センターで閲覧・管理するためのライセンス
- (2) 転入により、1校あたり3～5名程度の児童生徒数の増減する場合がある。転入があった場合にも児童生徒が「デジタル学習教材」を利用できるよう対応すること。

## 8 研修要件

- (1) 事業者は導入準備期間に「デジタル学習教材」の意義目的・特徴・見込まれる効果等について、1時間程度の伝達及び操作研修を拠点校にて1回以上行うこと。
- (2) 事業者は年度末に拠点校の「デジタル学習教材」の活用状況をデータ化した資料を作成し、拠点校及び大阪市総合教育センターと1年間を振り返る研修を行うこと。
- (3) 事業者は研修で使用した資料等をMicrosoft OfficeやPDF形式等で本市に提供すること。
- (4) 研修の日程については、拠点校及び大阪市総合教育センターと協議し決定すること。

## 9 サポート要件

- (1) 事業者は「デジタル学習教材」の活用開始までに、拠点校との協議により「デジタル学習教材」の活用にかかる年間の授業計画を作成すること。
- (2) 事業者は「デジタル学習教材」の活用状況について、年間2回以上、拠点校と定例会等を開催し、授業の進め方等を見直したり、効果的な「デジタル学習教材」の活用方法を提案したりすることにより探究的な学びの充実を図ること。
- (3) 事業者は、児童生徒が「デジタル学習教材」を活用して作成した成果物について、効果的な活用方法を提案すること。
- (4) 事業者は拠点校より「デジタル学習教材」の効果的な活用方法に関する研修等を依頼された場合、研修等を開催すること。また、研修以外の場面において「デジタル学習教材」の活用に関する助言を求められた場合も、必要に応じて対応すること。
- (5) 事業者は定例会等で使用した資料をMicrosoft OfficeやPDF形式等で本市に提供すること。
- (6) 事業者は本市の探究的な学びに関するカリキュラムの構築に向けて、教材の効果的な活用方法にかかる知見等の助言を本市に提供すること。
- (7) 定例会等の日程については、拠点校と協議し決定すること。
- (8) 「デジタル学習教材」の活用促進を図るため、操作しやすいサービスを提供すること。また、視覚的にわかりやすい動画や図を多く用いる等、児童生徒がみてもわかりやすいマニュアルの提供・更新を行うこと。

## 10 アプリケーション機能要件

事業者は児童生徒の探究的な学びを充実させるため、契約期間を通し拠点校での探究的な学びを推進する「デジタル学習教材」を提供すること。

### (1) デジタル学習教材

- (ア) 1年間を通じて活用できるよう12を超えるコンテンツ数もしくはプログラム数で構成されており、児童生徒が取り組みやすいよう動画を取り入れたり、興味や関心が高まるよう、身近な内容や社会課題等を扱ったりしたものであること。
- (イ) コンテンツもしくはプログラム1つあたりの内容は、45分程度でまとまった構成になっていること。
- (ウ) 児童生徒において自己の生き方について探究することができる構成となっていること。
- (エ) 多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力等の育成が図られるよう配慮されていること。
- (オ) 体系的に探究の学びを深められる内容になっていること。
- (カ) 「4 期待する効果」の達成に資する構成になっていること。
- (キ) 児童生徒が学習しやすいよう児童生徒向けの動画等による説明資料が備わっていること。
- (ク) 初めて活用する教員においても指導できるよう工夫された学習指導案もしくは手引き等が備わっていること。
- (ケ) キャリア教育や進路学習、道徳また各教科等の学習においても活用できる学習指導要領に配慮された内容になっていること。
- (コ) 児童生徒が自らの考えや感想等のアウトプットを書き込めたり、他の児童生徒の考えや感想を確認できたりする機能が備わっていること。
- (ク) 教員が児童生徒の学習状況を容易に把握でき、机間指導等に生かすことができる機能が備わっていること。
- (シ) 教員が児童生徒の自らの考えや感想等のアウトプットに対し、コメント等ができる機能が備わっていること。
- (ス) 児童生徒の自らの考えや感想等のアウトプットをプリントアウトできる機能が備わっていること。
- (セ) 児童生徒の自らの考えや感想、制作物等、一連の活動によって作成されたアウトプットデータを一元管理できる機能が備わっていること。
- (ソ) 児童生徒の学習履歴情報を適切に収集し、児童生徒個人が自らの学びについて確認できるようにすること。

### (2) 環境要件

- (ア) 「.exe」ファイル等の実行形式ファイルは使用不可とすること。
- (イ) Adobe Flashは不要とすること。
- (ウ) 本市立学校のICT環境において、導入可能なものとすること。
- (エ) 家庭学習にも活用できるものとすること。
- (オ) HTTPS通信によるWebブラウザを用いて利用するクラウド型サービス形態として提供すること。

## 11 アプリケーション非機能要件

「デジタル学習教材」におけるインシデントの発生は、本市の信頼失墜に直結することを十分に理解し、その発生を最小限に抑える仕組みと運用保守体制を確立すること。

### (1) サービスの稼働期間

「デジタル学習教材」は24時間365日の稼働を基本とする。ただし、動作確認等の計画停止はこの限りではない。

サービス停止については、拠点校が確認する仕組みを準備すること。仕組みを準備することができない場合は、受注者より各拠点校へ通知すること。

(ア)計画停止

計画停止は、「デジタル学習教材」の活用に影響が少ない時間帯（午後10時～午前5時など）に行うこと。また、計画停止を行う場合、1か月以上前までに本市に保守計画の時期、内容を通知、説明するとともに、実施にあたっては事前に大阪市総合教育センターと調整を行うこと。

(イ)緊急停止

緊急停止が必要となった場合、速やかに本市に報告するとともに、実施にあたっては事前に本市と調整を行うこと。ただし、緊急度合い等により事前に調整時間が確保できない場合はこの限りではない。

(2)同時アクセス

本市で導入している学習者用端末で、滞りなく利用できるものとし、1学年の児童生徒（最大300人）による同時アクセスが発生した場合においてもデジタル学習教材に支障を与えない十分な性能を確保すること。（ただし、ネットワークの遅延は除く）ただし、問題が発生した場合は、都度担当者で協議の上、速やかな状況の改善または解決に当たること。

(3)データの保持

「デジタル学習教材」の活用にあたっては、「デジタル学習教材」に児童生徒が入力した学習履歴を契約期間内において保存できる仕組みとし、「デジタル学習教材」上で契約期間中閲覧可能な状態で保持すること。ただし、契約終了時は別途本市からの指示によるものとする。

(4)端末要件

次の端末要件で動作すること

また、OSやブラウザについては、サポート期限内のバージョンに対応すること。

(ア)児童生徒用

- ・Chromebook  
OS : Google Chrome OS  
ブラウザ : Google Chrome
- ・OS : Windows  
ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome

(イ)教員用

- ・OS : Windows  
ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome

(ウ)総合教育センター用

- ・OS : Windows  
ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome

(5)セキュリティ要件

「デジタル学習教材」の環境設定にあたっては、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」、「大阪市教育委員会情報セキュリティ管理規定」、及び「大阪市教育委員会情報セキュリティ対策基準」に基づくとともに、次の点に留意すること。

(ア)端末機には個人情報の蓄積をせず、個人情報の管理をデータセンターに設置する共有システム上で一元的に行う形とすること。

(イ)サービス提供の全体若しくは一部でクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS等）を利用する場合、事業者は、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において示されるクラウドサービスの利用における情報セキュリティ対策を満たすこと。

また、提供サービスとサービスにかかる本市の情報資産は、日本国内において保管・運用され、国内法が適用されること。

なお、運用期間中に利用するクラウドサービスを変更する場合、その都度、本市の承

認を得ること。

- (ウ) データセンターは、24時間体制で入退出を管理し、監視カメラによる録画記録を行い、入退出ログを管理していること。また、個人認証を実施していること。
  - (エ) 児童生徒の情報を保存するサーバまたはクラウド領域を管理する受注者がISO27018またはISMAPを取得していること。
  - (オ) 第三者機関による脆弱性評価を実施していること。
  - (カ) サーバとの通信は、SSL等で暗号化していること。
  - (キ) ウイルスチェックソフトによるウイルス感染防止対策を定期的に行っていること。
  - (ク) 児童生徒の入力データは、該当する年度末に一括して消去すること。
  - (ケ) 児童生徒の学習履歴情報（進捗、アウトプット等）は、個人情報保護の観点から、理由の如何を問わず、拠点校の教員・児童生徒・当該保護者・大阪市総合教育センター職員を除く第三者に漏洩することの無いよう適切に収集・蓄積するとともに、厳重に管理すること。
  - (コ) 障害につながりうる事象を早期に発見できる監視機能、プログラムとすること。
- (6) ID・パスワード要件
- (ア) 利用者各個人にID及びパスワードを発行すること。ただし、シングルサインオンが実施できる場合はこのかぎりではない。
  - (イ) 児童生徒各個人に発行されたID及びパスワード情報は、拠点校の教員においても管理できるようにすること。ただし、
  - (ウ) 転入等で児童生徒数の増加が生じた場合は、すみやかにID及びパスワードを発行すること。

## 12 事業者要件

- (1) 事業者は「デジタル学習教材」の構築、運用保守を安定的かつ効率的に実施するため、記載の要件を踏まえ、「デジタル学習教材」の環境構築及び運用保守における最適な体制を提案すること。なお、次の担当者は必須であるが、各担当者を兼務しても構わない。

必要となる担当者	役割
業務委託管理者	本業務全体の統括
実務責任者	環境構築、運用保守における取りまとめ
窓口担当者	拠点校及び大阪市総合教育センター職員の連絡調整

- (2) 連絡体制

(ア) 原則、開庁日の午前9時～12時、午後1時～5時とすること。

(イ) 開庁日において連絡体制を休止する場合は、休止日の1か月前までに本市と協議すること。

- (3) 政令指定都市、中核市、特別区のいずれかの公立小中学校において「デジタル学習教材」を導入した実績があること。

## 13 運用保守サービス要件

- (1) 障害管理

障害につながる事象及び障害を検知した場合、速やかに本市に連絡のうえ、必要な対策を講じること。また、障害が起こっていることが本市職員から認識できるようにすること。なお、障害復旧後に再発防止策を含めた障害報告を本市に実施すること。

- (2) ログ管理

不正アクセス等の検知を目的として、事業者において、「デジタル学習教材」の稼働状況、利用状況等のログを収集すること。ただし、その対象等については、方法、単位や間隔、保管期間含め、本市と協議すること。

- (3) バックアップ管理

「デジタル学習教材」及びデータに関するバックアップを適切に行うこと。ただし、バ

ックアップ方法等については本市と協議すること。

(4) 本市向けヘルプデスク

(ア) 契約締結日の時点で、拠点校及び大阪市総合教育センターへの利用方法、操作方法についての適切な助言、提案、必要に応じた問い合わせ等に対応するためのヘルプデスクを設置していることとし、拠点校及び大阪市総合教育センターからの問い合わせ等には迅速に対応すること。

(イ) 対応方法及び窓口開設時間は、下記のとおりとし、「デジタル学習教材」の活用方法、操作方法等について適切に助言、提案し、必要に応じて関係者への連絡調整及びエスカレーションを実施すること。また、本市職員からの問い合わせ対応結果については、一元的に管理すること。

(ウ) 開庁日においてヘルプデスクを休止する場合は、休止日の1か月前までに本市と協議すること。

対応方法	役割
電話	12(2)連絡体制に記載する時間
メールもしくは問い合わせフォーム	24時間365日（但し対応は事業者の翌勤務日まで）

(5) ドキュメント管理

(ア) 操作マニュアルを作成し、拠点校及び大阪市総合教育センターにそれぞれ提供すること。

(イ) ヘルプデスクへの問い合わせ内容等を踏まえ、同一の問い合わせを減らすよう定期的に操作マニュアルの改訂を実施すること。

(ウ) 操作マニュアルには、学校現場で起こり得るトラブルをあらかじめ予測し、それらに対応するためのQ&Aも掲載すること。

(6) 打合せ

本業務委託の実施に必要な打合せは、別途本市と調整し実施すること。

## 14 SLA

「デジタル学習教材」の安定稼働と運用の品質確保のため、SLA項目と要件は次表のとおりとする。

ただし、運用にかかる項目については、その遵守状況と未達成時の要因の把握、見直しを適宜行うことで、継続的な業務改善を図るものとする。

各種通信障害その他の理由により、「デジタル学習教材」の緊急停止が必要となり、SLAにおける障害回復時間を超えてもなお利用が再開できない場合、速やかに拠点校及び大阪市総合教育センターに報告するとともに、障害復旧に必要な対策を講じること。

また、障害復旧後に再発防止策を含めた障害報告を大阪市総合教育センターに実施すること。

項目	内容
サービス稼働時間	24時間365日
計画停止時間	有（事前通知）
障害回復時間	ベストエフォート（目標：障害発見から24時間以内）

(1) 免責事項

次の場合は、SLAの対象から除外する。

(ア) 定期保守等、業務上必要となる計画停止

(イ) 大規模災害発生時等、事業者の責任で制御できない事由

(ウ) 本市の義務不履行等、本市の責任に帰する事由

(エ) 悪意のある第三者の行為等、事業者の責任に帰すべからざる理由

(オ) その他、本市と事業者の協議により定めたもの

## 15 分析業務・フィードバック要件

- (1) 分析については契約者に所属する「職員」がこれを行うこととし、匿名化されていないデータを当事者以外に分析させることのないようにすること。
- (2) 拠点校において児童生徒の学習履歴情報を定期的に確認し、分析できるための方策を整えとともに、データをExcel等で拠点校に提供すること。
- (3) 収集したデータを無断で、研究資料として活用したり、論文、学会等での成果発表のために用いたりしないこと。
- (4) 事業者は拠点校及び大阪市総合教育センターの求めに応じ、「デジタル学習教材」導入後の拠点校における取組経過を把握し、必要に応じて助言を行うこと。
- (5) 事業者は拠点校及び大阪市総合教育センターの求めに応じ、「デジタル学習教材」の取組と児童生徒の探究的な学びに関する学習の効果の関係を分析し、指導改善の在り方をはじめ、拠点校及び大阪市総合教育センターが取り組む個々の発達段階に応じた学び実現のための検討材料を提供するものとする。

## 16 成果物

本市が想定する成果物は次のとおりである。契約後、提出方法及び納期については協議することとする。

ただし、データはMicrosoft OfficeやPDF形式等の閲覧可能な形式で保存すること。なお、本仕様書で書面により提出することとしている成果物は、データ形式で提出すること。

- (1) 教員及び児童生徒向け操作説明資料及びFAQ
- (2) 拠点校導入計画書
- (3) 定例会・研修会等開催記録
- (4) 各種情報資産（「デジタル学習教材」の児童生徒の活用データ及び分析データ）
- (5) その他、本市と事業者において、別途協議して定めたもの

## 17 費用

本業務委託に付帯して必要な業務、機器費、ライセンス料等、必要となる一切の費用を契約金額に含めること。

## 18 その他

### (1) 再委託

- (ア) 業務委託契約書（システム運用・保守用）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、事業者はこれを再委託することはできない。  
業務委託における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等。
- (イ) 事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、本市の承諾を必要としない。
- (ウ) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければならない。  
なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表するものとする。ただし、受注者となった者が再委託相手先等を公表できないことについての理由を書面により疎明した場合はこの限りでない。
- (エ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。  
ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (オ) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場

合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（システム運用・保守用）第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## (2) 守秘義務

守秘義務等については、記載の事項を遵守すること。

- (ア) 事業者は何人に対しても、契約期間中、または契約期間終了後を問わず、業務上知り得た内容に関する守秘義務を遵守すること。
- (イ) 本市が提供した資料等について、守秘義務を遵守するとともに、契約期間終了後、速やかに返却すること。
- (ウ) 「デジタル学習教材」に関するデータについては、契約期間終了後、事業者において完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を発行すること。  
ただし、契約期間終了時に別途本市から指示がある場合は、この限りではない。
- (エ) 本市が提供した資料等については、本市の許可なく複写及び複製しないこと。
- (オ) 本市から提供した資料のうち、個人情報に関わるものと本市の情報セキュリティに関わるものについては、施錠可能な保管庫に格納する等、適切に管理すること。

## (3) その他

- (ア) 仕様の詳細等については本市の指示に従うものとし、契約内容及び作業内容に疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議すること。
- (イ) 本事業の実施は令和8年度の本事業の予算が成立することが前提であり、予算不成立の場合は実施しないものとし、契約の締結は令和8年度予算が発効したときとする。
- (ウ) その他、本業務の実施にあたり、必要となるその他の事項については、本市と事業者において、別途、協議して定める。